

総合文化センター非構造部材天井改造その他工事についての一般競争入札説明書

1 工事概要等

(1) 工事件名 総合文化センター非構造部材天井改造その他工事

(2) 工事場所 江戸川区中央四丁目14番1号

(3) 工事内容

ア 工事概要

本工事は、大ホール、小ホール、大ホールホワイエ、小ホールホワイエ及び玄関ホールの天井について、構造体力上安全な天井にするための天井改造工事である。

また、関連諸室等の内部改修工事及び設備改修に伴う建築工事を行うものである。

イ 建物概要

昭和58年建設、鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地下1階・地上4階建て

ウ 天井改造工事

(ア) 工事範囲

a 大ホール	・天井改造面積： 1,146 m ²	・客席数： 1,500 席
b 小ホール	・天井改造面積： 375 m ²	・客席数： 500 席
c 大ホールホワイエ	・天井改造面積： 343 m ²	
d 小ホールホワイエ	・天井改造面積： 192 m ²	
e 玄関ホール	・天井改造面積： 274 m ²	

(イ) 工事内容

仮設工事、撤去工事、鉄骨工事、内装工事、塗装工事、改修用アンカー金物取付工事、音響測定、客席改修工事及びその他工事一式

エ リニューアル及び設備改修工事

(ア) 工事範囲

- a 内部（共用ロビー、廊下、手洗所、湯沸室、楽屋、大ホール舞台、小ホール舞台等）
- b 展示室
- c 階段
- d カフェ
- e 多目的室
- f 外構

(イ) 工事内容

仮設工事、撤去工事、鉄骨工事、内装工事、塗装工事、改修用アンカー金物取付工事、建具工事、移動間仕切工事、外構工事及びその他工事一式

(4) 工期 契約確定日の翌日から令和9年11月15日まで

2 入札参加資格

次の要件を全て満たしている単独企業又は建設共同企業体とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定による欠格条項に該当しないこと。
- (2) 単独企業の場合には、「建築工事業」の特定建設業許可を受けていること。建設共同企業体の場合には、第一順位者が「建築工事業」の特定建設業許可を受けており、第二・第三順位者が「建築工事業」の特定建設業許可又は一般建設業許可を受けていること。
- (3) 単独企業の場合には、本工事に専任の監理技術者を配置できること。建設共同企業体の場合には、第一順位者が本工事に専任の監理技術者を配置でき、第二・第三順位者が本工事に専任の監理技術者又は専任の主任技術者をそれぞれ配置できること。また、それぞれ特例監理技術者を配置する場合には、専任の監理技術者補佐を配置できること。
- (4) 入札公告日から過去 2 年間に、江戸川区又は東京都からの受注工事で、江戸川区請負工事成績評定事務要綱又は東京都工事成績評定要綱に基づく工事成績評定において 60 点未満の評定を受けていないこと。
- (5) 江戸川区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱又は東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱に基づく指名停止措置期間中でないこと。
- (6) 東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）の建設工事等競争入札参加資格において、申請先自治体として「江戸川区」を登録していること。
- (7) 単独企業は、令和 5・6 年度江戸川区建築工事格付（以下「区建築格付」という。）A 又は共同格付 A 150 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,200 点以上の者であること。2 者による建設共同企業体の場合は、第一順位者は、区建築格付 A 又は共同格付 A 150 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,200 点以上の者であることとし、第二順位者は、区建築格付 A の者であること。3 者による建設共同企業体の場合は、第一順位者は、区建築格付 A 又は共同格付 A 150 位以内かつ最新の経営事項審査において総合評定値が 1,200 点以上の者であることとし、第二・第三順位者は、共に区建築格付 B 以上の者であること。
- (8) 建設共同企業体における出資比率は、第一順位者は構成員中最大とすること。2 者の場合は、第

二順位者の出資比率は 30%以上とし、3 者の場合は、第二・第三順位者の出資比率は共に 20%以上（ただし、区建築格付 B の場合は 20%）とすること。

(9) 単独企業及び建設共同企業体の構成員は、本入札に参加する他の建設共同企業体の構成員でないこと。

(10) 江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置期間中でないこと。

3 申請手続等

(1) 入札参加資格確認申請

電子調達サービス上で、資格確認申請書を提出するとともに、別途、紙媒体で入札参加資格確認書類を提出してください。

建設共同企業体で参加する場合、代表企業が、単体企業として電子調達サービス上で参加申請及び入札を行ってください。

[提出書類]

ア 単体企業及び建設共同企業体共通

(ア) 入札参加資格確認申請書 (様式 1 - 1)

(イ) 誓約書 (様式 1 - 2)

(ウ) 技術者に関する添付書類

(エ) 「建設業の許可について (通知) 」及び「経営規模等評価結果通知書 総合評価値通知書」の写し (建設共同企業体の場合、構成員全員のもの)

イ 建設共同企業体の場合 (下記の順番でつづった上で袋とじをし、各社の印鑑で契印をしてください。)

(ア) 江戸川区建設工事共同請負入札参加申請書 (様式 1 - 3)

(イ) 委任状 (様式 1 - 4 - 1)

(ウ) 江戸川区建設共同企業体協定書 (甲) (様式 1 - 4 - 2)

(エ) 江戸川区建設共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書 (様式 1 - 4 - 3)

(2) 提出方法

発送の記録が残る方法で提出してください。

なお、提出された申請書等の書類は返却しません。

(3) 受付期間

入札告示日から令和7年5月16日(金)正午まで

(4) 提出先

〒132-8501 江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区総務部契約課契約係

(5) 入札参加者の決定

審査の上、要件を満たす者には入札参加資格確認結果通知書を交付します。

入札参加資格がないとされた者には、その理由を付して、文書により通知します。

(6) 入札方法

電子入札とします。

(7) 開札の日時及び場所

令和7年6月12日(木)午前9時5分 江戸川区役所3階 契約係

4 予定価格 2,530,210,000円 (消費税及び地方消費税を含みません。)

5 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合があります。

前記ただし書に該当する場合、本区が行う調査に協力義務があります(江戸川区制限付一般競争入札実施基準に係る運用基準第4及び江戸川区低入札価格調査制度実施要綱)。

なお、契約に際しては後記7の(2)掲載の契約保証金が必要となり、これが納付できないとき

は失格とします。

6 契約締結等

- (1) 開札日以降に落札者に対し、契約条項を総務部契約課で示します。
- (2) 本件工事契約は、「江戸川区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により議会の議決を要するので、落札者と仮契約を締結し、江戸川区議会で議決された後に、本契約を締結することとなります。
- (3) 本件落札者との仮契約については、別途公表の「総合文化センター電気設備改修工事」及び「総合文化センター機械設備改修工事」が仮契約締結されるまでは保留とし、仮契約締結が確定しない場合は打ち切りとします。
- (4) 本件は、別途公表の「総合文化センター電気設備改修工事」及び「総合文化センター機械設備改修工事」が江戸川区議会において議決されない場合は打ち切りとします。
- (5) 前記5により落札者の決定を受けた者及び落札者の決定を保留された者が、当該本契約の締結までの間において、前記2に掲げる入札参加資格のいずれかを失ったときは、当該落札者決定及び落札者決定の保留を取り消し、当該本契約の締結を行わないものとします。
- (6) 本件工事契約は、江戸川区公契約条例の規定が適用されます。設計図書にある「江戸川区公契約条例の適用について」をご参照ください。

7 その他の事項

(1) 入札保証金

免除します。

(2) 契約保証金

前記5により落札者として決定された者が本区と契約を締結するときは、江戸川区契約事務規則第46条第1項の規定に基づく、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付(ただし、落札者の繰越利益剰余金からの拠出に限る。)又は同条第2項第1号に基づく契約金額の100分の10以上の保証金額となる履行保証保険契約の締結を行い、その保険証書を本区に提出する必要があります。

なお、契約保証金と履行保証保険契約との併用は出来ません。

また、落札者が上記契約保証金の納付又は履行保証保険契約の締結以外の方法を希望する場合で相当の理由があると区が認めたときは、江戸川区契約事務規則第 47 条の規定に基づき、契約保証金の代替として确实で十分な担保価値があると認めた場合は、それによることができるとします。この場合において区の調査に対し落札者は応じる必要があります。

(3) 専任技術者の配置期間

専任技術者の配置期間は、契約書に記載される契約日から工期最終日までとします。ただし、請負契約の締結後、現場工事施工に着手するまでの期間においては、区との協議により、技術者の工事現場への専任を要しないとすることができます。この場合は、協議内容を打合せ記録等の書面により明確にしておく必要があります。

(4) 資料の送付等

現場説明会は行いません。設計図書等の資料については、入札公告期間に「えどがわファイル転送サービス」で配付します。希望者は、件名を「総合文化センター非構造部材天井改造その他工事設計図書等配付希望」とした電子メールに必要事項入力済の「設計図書等のデータ提供に係る利用規約」を添付し、以下のアドレス宛てに送信してください。区からダウンロード用のURLをご連絡いたします。

メールアドレス：1230100@city.edogawa.tokyo.jp

入札参加希望の申請前から、設計図書等は配布可能です。

(5) 資料についての質問

資料について質問がある場合、電子調達サービスにて、令和7年6月2日(月)正午までに質問登録してください。

(6) 入札等の無効

本告示において示した入札参加資格のない者の行った入札及び申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとします。

(7) その他

低入札価格調査を受けた者と契約した場合の前払金の支払いに際しては、前払金保証契約を証する書面のほかに、その他根拠となる書類等の提出を求める場合があります。

なお、上記に明示していない事項については、関係法令規則等によります。

(8) 申請についての質問等

総務部契約課契約係 T E L 03 - 5662 - 1005 (直通)

F A X 03 - 5662 - 1006

以上